



# 生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの 廃棄物処理法上の取扱いについて（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物  
通知日：平成8年7月3日

部内各課・室長様  
各土木事務所長様  
鳥取港湾事務所長様

管第262号  
平成8年7月3日

土木部長  
（公印省略）

生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの  
廃棄物処理法上の取扱いについて（通知）

このことについて、生活環境部長から別添写しのとおり通知がありました。  
ついては、貴課・所職員に周知してください。

土木部長様

廃対第91号  
平成8年6月21日

生活環境部長

生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの  
廃棄物処理法上の取扱いについて（通知）

このことについて、厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長から別添写しのと  
おり通知がありました。  
ついては、貴部所管の関係団体に周知していただくようお願いいたします。

各都道府県・政令市  
産業廃棄物行政主管部（局）長殿

衛産第41号  
平成8年6月4日

厚生省生活衛生局水道環境部  
産業廃棄物対策室長

生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの  
廃棄物処理法上の取扱いについて

コンクリートミキサーの洗浄等に伴って生ずる汚泥を脱水・固化等の処理を行  
ったものについての廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）  
上の取扱いは、下記のとおりとしたので、関係者に対する周知及び指導の徹底を図  
られたい。

## 記

- 1 コンクリートミキサー（コンクリートミキサー車のミキサーを含む。）の洗  
浄に伴って生ずる汚泥及び不要となった生コンクリート（いわゆる「戻りコン」）  
からの骨材回収に伴って生ずる汚泥（以下「生コンクリート汚泥」という。）  
を脱水・固化し、一定の養生を行ったもので、固化したモルタルと同等の性状  
を有するものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46  
年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第7号の「ガラ  
スくず及び陶磁器くず」に該当する。
- 2 生コンクリート汚泥を脱水・固化し、養生を行う施設で、1日あたりの処理  
能力が10立方メートルを超えるものは、廃棄物処理法施行令第7条第1号に規  
定する施設に該当するものであること。  
なお、生コンクリート汚泥の脱水・固化及び養生については、廃棄物の飛散  
・流出の防止、汚水の地下浸透の防止など、生活環境保全上の措置が必要であ  
ることを念のため申し添える。